

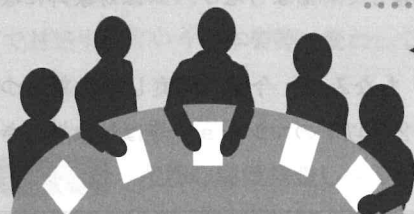
事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第84回> タワマン節税防止

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)



[前回(第83回)は No3765 (令和5年8月21日号)に掲載いたしました。]

タ
が出
てみ

sample

sample

sample

1 はじめに

白井) タワマンの節税防止策については、国税庁のマンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議(以下、有識者会議)で評価方法が検討されてきましたが、いよいよパブリックタワマンと段階になり、財産評価の見直しが行

岡野) この結果、従来の評価額が大きく上がる物件が続出しているようです。私自身が試算してみても、都心部や地方都市部では、倍以上になる物件ばかりでした。

村木) 物件によっては、値上がり率がそれほどでもないものもあるようですが、令和6年分の相続・贈与からの適用が見直されているた

sample

sample

sample

実施について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=410050055&Mode=0>

濱田) 概略として、どのような見直しになるの

内
価
建

sample

sample

sample

額に、補正率を乗じることにより評価の適正化を行うというものです。

くが行われ、令和6年以降の相続・贈与により取得したマンションから大きな評価額の見直しが行われる。

景につ
が出て

きます。

法人税
所得税
源泉税
消費税
国際課税
相続贈与
通則法
地方税
裁判裁決
その他